

「マトゥーリ男声合唱団」規約

I 総 則

(名 称)

第1条 本合唱団は、「マトゥーリ男声合唱団 (coro i maturi)」と称し、マトゥーリ男声合唱団と通称する。

(構成および性格)

第2条 本合唱団は、小林一男団長（以下「団長」という。）の指導と美声のもとに、ハーモニーある合唱を歌うことに心酔する、各界異業種の紳士を団員として構成される。名称のマトゥーリとは、イタリア語の **Maturo**(マトゥーロ)に由来し、「熟した」「成熟」「熟練」「分別」という意味の **maturus** (熟した、実った、時宜を得た) というラテン語を語源とする。果物やチーズ、ワインが熟するといった意味もあり、複数形にして「熟(達)者たち」の意味を有する。また、ローマ字風に読むと、**maturi** = 「祭り」と読めるように、本合唱団は、人生の熟達者たちが熟成したワインを傾けながら、祭のように和気藹藹と合唱を楽しむことを旨とする。

II 団員等

(入 団)

第3条 本合唱団へ入団しようとするものは、別に定める入団申込書を幹事会に提出し、その推薦により、団長の承認を得なければならない。

2. 入団を承認された者は、所定の団費を納めなければならない。

(団 員)

第4条 団員は、本合唱団の行うすべての行事、練習、総会等（以下「行事等」という。）に参加しなければならない。

2. 団員は、団の運営に積極的に協力するとともに、これらに必要な経費を、公平に負担しなければならない。

3. 団員は、前条の義務を著しく怠らない限り、その意思に反して退団させられることがなく、また、本合唱団の行うすべての運営、行事等に等しく参加することができる。

(休 団)

第5条 長期にわたって行事等に参加することが困難となった団員は、事前に幹事会を経て、団長の承認により、休団することができる。

(退 団)

第6条 退団しようとする者は、幹事会を経て、団長の承認を得るものとする。

III 組 織

(組 織)

第7条 本合唱団は、団長の下に、団員代表、幹事、事務局長、パートリーダーを置く。

(団 長)

第8条 団長は本合唱団を指導し、その行事、運営を統括する。

(団員代表)

第9条 団員代表は、幹事の互選により選出され、団長を補佐し、団員を統括する。

2. 団員代表は、幹事会を主宰する。
3. 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(幹事)

第10条 幹事は、合唱団の運営、行事等を推進する。

2. 幹事は団員の互選、推薦により選出され、団長の承認を得なければならない。
3. 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(事務局長)

第11条 事務局長は、団長の任命により事務局を統括し、運営事務の任にあたる。

2. 事務局長は、その事務の推進のために、幹事会の承認を経て、経理担当および事務局補佐を選任することができる。
3. 事務局長は、行事、合宿等の実施に当たり、臨時的に事務局委員を選任することができる。
4. 事務局長は、次の事務を管理する。
 - (1) 入団、退団事務
 - (2) 経理事務
 - (3) 事務連絡の周知
 - (4) 譜面、資料の作成
 - (5) 広報活動
 - (6) その他、本合唱団の事務として必要な事項

(パートリーダー)

第12条 パートリーダーは、団長により選任され、パート内の連絡、調整およびパートごとの練習を振興する。

2. 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

IV 会議

(団員総会)

第13条 団員総会（以下「総会」という。）は、本合唱団の最高議決機関とする。

2. 総会は、年度当初に団員代表が召集し、総会の14日前までに告知しなければならない。
3. 総会は、団員の過半数を以って成立し、会議の議決は出席者の過半数の賛否により定める。
4. 団員は、全団員の三分の一以上の連署により、団員代表に臨時総会を招集させることができる。
5. 総会では次の事項を付議する。
 - (1) 事業計画の承認
 - (2) 予算・決算の承認
 - (3) 規約の承認および改正
 - (4) その他合唱団の行事、運営に関する重大な事項

(幹事会)

第14条 幹事会は、団員代表、幹事および会議の内容上必要と認められるものによって構成される。

2. 幹事会は、必要に応じ、団長または団員代表が召集する。
3. 幹事会は、本合唱団の運営および行事等を企画、協議し、合唱団の振興を図るものとする。
4. 幹事会では合議を諮るものとする。
5. 幹事会では次の事項を協議する。
 - (1) 総会の付議事項
 - (2) 合唱団の事業計画
 - (3) 入団、退団届
 - (4) その他合唱団の行事、運営に関わる事項

(その他の委員会)

第15条 団長は、必要に応じて各種委員会を設置し、意見を求めることができる。

V 附 則

(その他)

第16条 この規約に定めのない事項は、規約の趣旨を尊重し、団員相互の信頼関係と良識により、円滑に解決されなければならない。

(施 行)

第17条 この規約は2007年1月1日から施行する。